

長野県地球温暖化対策条例（仮称）要綱説明会議事録

日 時 平成17年11月28日(月)

午後 6:30～午後 8:35

場 所 中野市 市民会館2階会議室

事務局

(あいさつ 条例要綱についての説明)

続きまして、質疑応答に入らせていただきます。質疑の方法ですが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。係員がマイクをお持ちしますので、マイクを通して質疑をしていただきたいと思います。回答につきましては、先ほどご紹介いたしました2名の委員さんと事務局の方で対応していきたいと思えます。

時間につきましては、一応8時半までを予定しておりますので、1時間ぐらいでございますので、どんどんと意見ををお願いしたいと思います。

それでは意見のある方は、挙手をお願いいたします。

県 民

夜分ご苦労さまです。

条例の案の中の幾つかお伺いしたいんですが、まず4章の第15かな。特定事業者。それから24時間営業は19ですね。さらに言うと大口自動車利用者、31。それから特定建築主、これは全部長野県にも当てはまります。

事務局

事業者というところに、県があって「 」があるのは県も。

県 民

県も当てはまる場所ですね。

事務局

そうです。

県 民

分かりました。県になんて「 」振っていないじゃない。一番最後のページには。

事務局

24時間営業はしていませんので。

県 民

県警はしていますが。

事務局

その24時間の内容です。県警ね。県警は休めというところ。

県 民

基本的には、全部当てはまるじゃないですか。自動車もたくさん使われるし。こういうところは、計画に従って計画を出して、公表して成果も県の人もあるという流れですか。県は別ですか。

高木委員長

今、県警はというお話が出ましたが、例えば病院というのでも24時間やっているわけですが、例えば当面そこは入れないでスタートしようというふうに考えています。県警というのは全く我々も考えていなかったもので、ちょっと県警と

いわれると分かりませんが、ちょっと考えさせてください。

県 民 基本的には要するに、 事業者と同じことをするということですね。

高木委員長 そうです。

県 民 分かりました。もっといいですか。

実はこの地球温暖化防止県民計画というのは何年か前に出ていまして、おとしですか、地球温暖化防止の技術提案とかアクションプランというものを募集されたと思うんですが、正直いって私も応募しています。ここに、知事さんから文書を持っていますけどね。

そういうものの取扱いとこの条例、あるいは整合との関係はどうなるんでしょうか。

事務局 すみません。技術提案とアクションプランとの、この条例との関係ということですか。それとも先日技術提案等いただいた、その扱いがどう、今後どうなるかという、そういう施策的なお話なのでしょう。

県 民 両方なんです。ひとつ気になるのは、「ねばならない」「ねばならない」がすごく多いんですよ。 ことを実現するとき、「ねばならない」、義務化にいくのかあるいはインセンティブを上げるのかという問題なんですけど。この「ねばならない」、警鐘だけですよね。特に事業者にとっては。

そうすると義務化でいくのか、反対意見を押しでですよ。じゃなくてこういう で、こういうプライズありますよみたいなものを両方なければ私どもは難しい。特に事業者についてはね。それは しりません。で、申し上げたのは、私もアクションプランに応募しまして2年経っていますが、ここに小さな 持っていました、はっきり言って。

この取扱いはどうなったんでしょうか。

事務局 2つのお話がありました。最初にプライズを差上げるとか、いろいろなお話だと思います。3番の(3)のところ、取りあえずまだ動きだしているものですから、例えば税制なんか2年、3年かかります。

何らかの、例えばプラスの給付をするためには、マイナスになる部分もどこかなければいけないと思うんですが、そういった部分についてはこの段階では、まだ答えは出ていないということで検討させていただく中で、体系をつくっていききたいというのが、今の検討会の委員さんのお考えでございます。

県の、例えば税制なんかほんとに何年もかかってしまうものですから、すぐやれと言ってもできない部分もございまして、その辺はご理解いただきたいと思っております。それが一点でございます。

アクションプランにつきましては、私もそのときあれだったのですが、アクションプランは基本的には、私が聞いている範囲では県民の皆さんに県下で使えるようなもの、そういったものを応募していただいて、皆さんにご覧いただいて使いたいところ、あるいは活用できると思ったところが、そういうご提案いただいたところと連絡を取りまして取り組んでいただくものだというようにはお伺いしていました。

この条例と、そのアクションプランというのは、基本的には施策の問題です

ので、施策は計画からまた下で、その計画に沿った施策を充実していくということになるかと思えます。ですからアクションプラン、昨年なんかも担当がお伺いしてお話をしていないでしょうかね。

県 民

全くありません。
ホームページに載せましたが、それ以降はほとんど接触ないじゃないですか。

事務局

我々、技術提案とアクションプランをA評価のところですか。昨年度お伺いしてお話を申し上げていると思うんですけど。

県 民

その後はどうなったのですかということです。

事務局

昨年伺った後のお話ですか。

県 民

この文章には、 とありまして、積極的に取り組むとかね。

事務局

それおとし届いたもの。

県 民

15年の3月2日。16年か、に頂いています。この後ですね、おみえになったのは。

事務局

ええ、そのはずです。

県 民

その後どうなるか、全然話も何もありませんよね。

事務局

お伺いして、お話をした中でご理解いただいている。
それは条例の検討会のあれですので、また後でお話し申し上げます。

県 民

これはまだやっているんですか。じゃあ何らかの活動を。 。
ホームページには載っています。これと同じ内容でね。

事務局

すみません。またその辺は、今条例の説明で・・・。

県 民

私が言いたいのは、条例を決めたから削減するという意味ではなくて、そうですよね。それぞれ、取り組みをして初めて削減が進むわけです。そうすれば既にやっている人もいます。私はやっていますよ、これ。自分は思います。

こういう スタイルではね、なかなか進まない。ということはお考えいただきたいところです。条例を決めたらすべてじゃないということですよ。県が進めて 、 。それが進まないとすれば、条例を作ってもあまり意味がないんじゃないですかということ。

これ反対じゃないんですよ。条例に反対じゃないですよ。条例を作れば、削減が進むわけじゃないですから。取り組んでいる人はいい。ここに書いてあるんです、積極的に実施するとも書いてあるし。この間、その話があったというのは、私は、納得できない形でもいいんですけど、こういう状態で削減が進むんですかということを書いてあるんです。

本来であれば、もちろん条例は必要ですよ。条例は必要ですが、一つ一つの取り組みに対する取り組み方 じゃないかと言っているんです。もう2年経っていますからね、はっきり言って。 、遅れたこと申し訳ない 。
こういうことが、もっと肝心なんじゃないですかと申し上げているので、条例を作って削減が進むんなら簡単ですよ。

実際に事業者だって事業をやっているわけです。とすれば、そういうものを どういうふうに扱っていくのか。特に書いてあります。公共事業なんてことは書いてありますよね。これはほんと反対の人もいますけど、リサイクル資材とかりサイクル建材なんて全く使ってくれないからね、県は、リサイクル商品だってそうですよね。それは、全く別ですよということになっていて。だったら何のためか分からなくなっちゃう。

そういうものの整合性を取ってもらいたいということなんですよ。県が積極的にやるのであれば、どういうように使うとかね。あるいはやっている というのはそういう意味ですよ。なるほど いいことだとすれば、それを県が使ってくれるとか、買ってくれるとかしてくれなかったら進まないということですよ。「ねばならない」、「ねばならない」では進まない、私は思います。

以上です。

事務局

分かりました。環境に配慮している取り組みをしている事業所、例えば入札の基準なんかも変わってきておまして、言われたように今までは例えばリサイクル製品なんかでも、技術問題として使う場をうまく創出してこなかったという実態もあろうかと思えます。

アクションプランのことを蒸し返すわけではございませんけれども、そういったことで事業界とリンクしていなかったことも確かだと思えます。それは今後、こういった条例をやると、あと県庁の中には横に結んで、各部局と連携を図っておりますので、今後ともおしかりをうけないような形でやっていきたいとは思えます。

ただ全部が全部皆さんから頂いたアイデアというのは、そのまま使えるかどうかというのも、民間の方もご努力いただいていますけれども、はっきりと言えない部分もございまして、その辺はまた調査研究といった部分も項目に立ててございまして、お話を頂ければ一緒に協力して進めていくことは可能かと思えます。

県民

数値目標を挙げて。

事務局

その言葉がいけないというおしかりも説明会の際に受けたことがございまして、またぜひ委員さんにその辺も考えていただけるかと思えます。

高木委員長

私にも一言いえというお話があって、今アクションプランのことにに関して、ずっと説明会をあちこちでやっていて、事務局はかなりスムーズに答えをこれまでされてきて、初めて言葉に詰まって、こんなことを言うと怒られちゃうけど、これはたぶんあまり意識の中になかったんだろうなと見えました。

確かに県民計画を作って、温暖化防止のためにアクションプランを募集する、アクションプランを募集した、評価をABCと付けて、積極的にやると口で言っていながら、実際にやっていないじゃないかというご指摘があるんだと

したら、それはやっぱり我々は事務局を近くで見えておりますので、彼らがもう目いっぱい追われているのが分かっているのだから、あまりいじめたくはないですが、確かにそれはこれまでのずっと流れを絶っているのだとしたら、それは問題があると。

この条例の中では、要するに「そういったことをちゃんと県が責務としてやるんだよ」ということを一応書いているつもりなので、スタッフの絶対数といっても、今のスタッフでは絶対足りないのはもう明らかなので、それも含めて考えていってくださいよということはある程度分かっていただいているようなので、その中でこれまでせっかくやってきて、あれだけ大々的にやったものを無にすることは、ここでこういうふうに言われたことは全部記録に残っていますので、県の政策で、この条例から外れたことを私がいくら委員長でもあるのに言っただけで、そのことは単なる意見でしかないですが、でも当然この中でその意見が出たということは、県の職員の方も受け止めていらっしゃるはずだから、当然何らかの形でまさにアクションが起きてくるんじゃないかということ、私も期待しているし、私もそれを見守っていきたくと思っています。

これ以上のことは言いようがないので、申し訳ないですか。

県 民

ちょっと、言わせていただいてもいいですか。

と言いますけれど、あのときAを通してもらったのは、200のうち40ぐらいですか。実際に事業としてやっているのはうちだけです。あとないんですよ。全部 だけ。あと がちょっとやっているかな。屋根のペンキ塗り。

事務局

ちなみにあそこで受けたアクションプランと技術提案で、実際に県の施設を使ってやるというのは技術提案だったんですが、アクションプランの一部も県の施設でやりたいというのもありまして、今、さんが野菜花卉試験場で2つの実際の取り組みを実現させています。

それからもうひとつは、遮熱性フィルムですか。その実験というのを県庁の中で今年の冬と夏に実際に行いまして実現しまして、今データの整理をやってもらっています。あと計画中というのなんなんですが、三郷村さんの方でバイオマス社会の実現をやるということと、あと水素社会の実現という提案があったのですが、そこが一緒になって三郷村の方で、今は三郷村さんじゃないですけど計画を進めているというのが現状です。参考までです。

県 民

全部知っています。

でもあとといえば、はビジネスじゃないでしょ。サービスですよ。

事務局

ビジネスというか、データを取らないということですね。

県 民

実際お金をもらって、ビジネスやっているのはうちだけなんです。正直言って。あと1社もない。だからまあ、そんな状態なのかなと思いますけどね。

事務局

写しがありますので、大丈夫です。さんの方にも、去年ちょっと担当の者がお伺いしてお話はしております。なのでまた後ほどもしよろしかったらお話をさせていただきたいと。

県 民

自分がさっき言ったんです。事業課は連携していないんですよね。全く連携していない。こちらに生活環境の課長もおられますけど、こちらともあまり連携していない。ほとんど連携していないんです。

事 務 局

その辺は、先ほどうちの竹松の方で ですので、ご意見は尊重させていただきます。

ちょっと話を戻しますので、申し訳ございませんが条例の関係で質疑のある方はお願いいたします。

県 民

と申します。非常に抽象的な質問なんですが、4月に竹松さんに中野にいらしていただいて、県民計画の内容について出前講座ということで説明していただきました。

4月の時点では条例については全く白紙であると、そのときはそういうお話で、廃棄物条例とかいろいろな条例を県の方で提出すると、非常に県議会とか市町村の反発が強い状況であって、県から何か案を出すというのはいい方策ではなくて、白紙の状態から始めて、県民に委ねて積み重ねていくという、そういう手法で条例を作りたいという、そういうお話でした。

たぶんそういう形で、今回の温暖化の条例は作られていると思うんですが、ただやはり白紙で県民に委ねられても私たち一県民は、そこに直接関わっていくことができないので、やはり一番はその検討委員会の委員の方々が作られているというふうに、一県民は捉えているわけです。

ということは、検討委員会の方がほんとに責任を持って、自信を持てるような条例を提案してもらいたいと思います。質問としたら、今の骨子から要綱までできつつある中で、委員長の高木さんは、ほんとに自信を持ってご自身で納得いく条例が、今できつつあるのかというようなことを、端的に言えばそういうことを聞きたいんです。

長野県より先駆けて京都市ができていると思うんですが、その京都市の条例に対しては一部の環境市民団体の方は、全く踏み込みが足りなくてこんな条例は意味がないと。事業者に報告をさせるという、ただそれだけの条例じゃないかという評価をされている団体の方もいらっしゃると思います。

そんなような、他の自治体の条例と比べても今回のこの長野県の条例というものは、評価に値するような条例ができつつあるのか。先ほど さんの方から、条例ができるから削減が進むわけではないというお話で、私はそれでは困ると思うんです。

やはり条例ができるから、CO₂が少しでも、ていうか分かりませんが、できたことによってやはり削減が進まなければ困ると思うんです。できても何も変わらないということでは、これだけご苦労いただいていますのでどうかと思うので、最初からあきらめたような言い方で、それこそ取り組んでもらうのはどうかと思うんです。

少なくとも高木委員長さんから、今回の条例についてご自身でどんなふうに評価されているのか、あと難しいと感じられているところは、どんな点が難しくてもいい条例ができないのかとか、そんなようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

高木委員長

私は、たまたま大学で教育している人間なので、一般的によくあまり好きな言葉じゃないけど、学識経験者みたいな言い方をされるんですが、私自身はN

GOとかNPOの代表をやっていることもあり、意識的には市民の代表という
と何ですが、市民の一人としての立場で、この検討委員会に参加させていただ
いているつもりです。

私が条例を作る検討委員会に入らないかというお誘いを受けたときに、県民
計画の前の長野モデル第1次提言のときから関わっていたので、なかなか県民
計画を作っても、現実に削減は進まない状況を打破するためには、どうし
ても条例が必要だと私自身も、周りの人たちと一緒に言っていた方なので、そ
れの条例づくりに関係できるならば、ぜひやらせてほしいという形で参加をい
たしました。

私もそうですが、ほかの何人かの委員の方もそうなんですが、一番効果があ
る方法は経済的手法であろうと。つまり、削減に大きく寄与した人に、簡単に
言えばお金を出し、削減に協力しなかった人から罰金を取る。それをバックア
ップするものとして、税金を使う、環境税を使う。もうこれが一番、「これと
県民計画を組み合わせれば、もうそれだけで条例としてはかなりいいものがで
きますよ」、というふうに考えてきました。

ところが実際問題として、その条例づくりに参加してみて初めて分かったの
は、特に税金のことに関わると、最低では2、3年は待ってもらわないとでき
ません。それは環境の問題は緊急の問題だから、早急に対応してほしいという
ことはできないんだ。それは要するに県庁の中のルールのこととしてそれはできな
いことなので、税制のことに踏み込むならば、どうしても税制のことをこの条
例の中で書き込むならば、2年あるいは3年待ってもらわないとできませんと
いう話になりました。

それはこれまで8回、9回の議論の中でしょっちゅう出てきては、何とかな
らないのという。担当の方に来ていただいて「何とかする方法はないのか」と
ことも聞いたりもしましたが、やはりそれはどうにもなりませんという話でし
た。

そうになってしまうと、私が一番条例の中で盛り込みたかったことが盛り込め
ないことが分かりまして、例えば事業者に対して毎年3%ずつ温室効果ガスを
削減しなさいというようなことはできるのかということなんですが、今の現状
としては、やはりそれも大変難しい。

今の現状としては、どの事業者がどれだけの温室効果ガスを出しているのか
という、現状の把握ができていません。もちろん私も含めた個人が、どれだけ
の温室効果ガスを排出しているのかという把握もできていません。その段階で
事業者あるいは個人に対して、こういうような計画をつくりなさいというよう
なことは言えますが、削減をしなさいということをそのまま付けて、例えば「削
減計画を出しなさい。そして毎年3%削減しなさい」ということを、一緒に付
けた条例を作ったときに、果たしてきちんとしたものが出てくるのだろうか
という問題が、当然出てきます。

要するに自分で自分の、経済活動的にいえば自分で自分の首を絞める。最終
的にはそれは、その会社にとっても私はプラスになることだと信じています
が、削減することはプラスになることだと信じていますが、当面の経済活動か
らいったら、削減計画をするためにいろいろなお金がかかったりすることで、
自分の首を絞めるのに、なおかつきちんとしたものをほんとにつくってくれる
会社も、もちろんいるでしょうけど、そうでない会社も出てくるというような
ことになってきてしまうと、要するに罰則規定とか、非常に厳しいものを作っ
たときに、みんながきちんとしたことをしてくれるのだろうかという壁に当た

ってしまいました。

そこで結局、ある程度妥協をせざるを得なかったわけですが、事業者に対しても計画を作って出さない。それに対して公表します、もちろん毎年その計画を出してきた段階で去年と同じ、去年と同じというのを出す人もいられるかもしれない。でもそれが公表されるわけですから、当然去年と同じ、去年と同じと何年も続けている会社と、少しでも削減努力をしている会社があれば、社会的評価は変わるだろうというような方法しか、取りあえずはとれないかなということで、この条例の中にあるような文章になっています。

私たちが、これでいいんだろうかということ相談したときに、とにかく現状としてはそれではないのかもしれないけど、でも例えば削減計画を出してきて、社会的な状況が少しずつ変わってくれば、もっと厳しいものを作れるかもしれないという意味で、見直しの項目が入りました。

最初は県の職員の方は、条例を作る段階から見直しを入れることには、ちょっと抵抗があったようですが、この条例で100%とは到底思えないので、見直しを行わなければならない。評価を受けて、踏まえて17ページの53のところですが、「県は、その評価等を踏まえ、見直しを行わなければならない」という項目を入れました。これによってもしこの条例を作っても、全然温室効果ガスの削減が進まないという状況が先に起きるならば、もっと厳しいものに見直すんだというのを入れたつもりです。

一番厳しい質問の一つですが、「じゃあ高木は、この条例を胸を張って言えるのか。」というご質問ですが、私は教員で成績を付けますがAではないですよ。でも少なくともCはあげられると思います。

他の大阪府や京都府で、大阪府は先行していて、京都府は我々と同じぐらいのペースで進んでいます。京都市は、その前にあるわけですが、京都市や大阪府、京都府の条例と比較して「どっちがいいの」と、作っている本人が言ってもしょうがないんですが、昨日たまたま長野市で環境省の地球環境局の小林局長が来て、その3つの条例を比較しながらの話も出ていたんですが、「長野が一番その中ではいいんじゃないですか。」というお話をいただいたので、少しだけほかのそこよりは一步　　のかなと。

後になればなるほど、少しずつ良くなっているという話をされていて、長野がその流れをつくっていただいているという話はいただきました。あまり自画自賛してもしょうがないので、私としてはCはあげてもいいけど、Bはちょっとどうか。でも個人的には、これだけ苦労していますのでBもあげたいですが、それは皆さんの評価をどういうふうにするか。

この条例ができたときに、皆さんの身の回りでどういう変化が起きるかが、結局決めていくんだろうなと思います。この条例に対して評価をする、そういうことが大体入っていますので、その評価をするときに、私たちは当然作った側として、評価する側に入らないと思いますから、皆さん、　　さん、ぜひ入っていただいて、これがどうだったのかという評価をしていただければと思います。

よろしいでしょうか。

県　　民

ありがとうございました。

長野県が今までできたものの中では、一番いいというか少しは進んでいるとおっしゃったんですが、それは条例の見直しを入れたという点が。

高木委員長

特定の項目として24時間営業等が入っていること。それからあとは何だって言われたんだっけかな。たぶん24時間営業等のところと協定ということほかのところよりはいいというようなことだったと思います。

県 民

意見というか、事業者さんが県に報告して来られたものを公表して、そこで社会的な評価を受けるというお話なんです。やはり日々ちょっと忙しい者にとっては、閲覧してみて、それがぱっと見て分かるものであってもいいんですが、なかなか数字が並んでいるだけであって、どういうことを意味するのかというのが、一般が見ても評価しづらいものが出るのかなという心配があるんですが、そこら辺が例えばよく市民オンブズマンが、政務調査費がどういうふうに使われているかというふうに、そういう専門家の方たちがやってくると、非常に助かるんです。

環境についても、そういう環境オンブズマンみたいな人たちがいて、公表されてきたものをその人たちが評価して、一般の人にも分かりやすいように解説してくれるという、そういうやり方がいいのではないかと考えているんですがいかがでしょう。

高木委員長

最初公表するときに、知事は概要を公表しなければならないとなっていたんですね。こういう意見交換のときに、概要とは何事かと。要するにみんな丸めて、丸めて、最終結果をほんの、極端に言えばABCみたいなことでやられたらたまらないぞと、全部公表しろというようなこともあって、今は公表するというふうに、概要という言葉がなくなっているんですね。

確かに例えば、どういう形で公表するのかがまだ決まっていないので分かりませんが、膨大な200何十ページなんて仮に出てきたものを全部公表したからって、逆に誰も見ないですよ。だからどういうふうに公表するのはすごく大事です。ただ県としてはなるべく詳細にものを公表していただいて、今おっしゃったように、それをオンブズマンなり何なり第三者がそれを読んで評価をするようなシステムができるといいなと。

県の中でそれを評価するのではなくて、第三者が評価する方が私は正解ではないかなという気はします。いかがでしょう、そうではないんですか。そうですね。

だからそれは、今度私はNGOの立場となれば、私のやっているようなNGOはそれだけの力があるかどうかは別として、そういうようなNGOを組織を連携して作っていくようなことを次のステップとしては考えなければいけないのかなというふうに、今は感じています。

そういうふうに言ったんだから絶対やれよと言われると、私1人で決められないのであれですが、ぜひそういう連携をしながら、温暖化防止センター等と協力しながら、そういうような組織をうまく作れればいいなと思っています。

事務局

ほかにございますでしょうか。
はい。

県 民

と申します。
質問というか意見というかなんですが、全体的に結局地球温暖化防止の条例となると、国の方で出されているいろいろな切り口での法律の足し算という形になると思うんですが、先ほど事業者も排出計画のところのお話のところ、

まだ検討委員会の委員の皆さんのところでもお話も割れているということで、現状のところでは特定事業者の規模をどのくらいに想定するのかということで、省エネ法の辺りというお話が出されていたんですが、そのことはたぶん自動車の関係についても、ちょっと法律の名前を忘れてしまったんですが、物流の法律化のところでも、国が方針を出していて、細かい規定図まではもうしばらくしたら確定すると思うんですが、そこでも数値が決まってくるでしょうし、あと建築の関係についても、同じようにそういう温暖化、建設リサイクル法の関係で、そこに数値があると思うんですが、そういったものをすべて先ほどの話みたいに、法律と同じ数字にしたときに、じゃあ条例を作る意味がどこにあるんだろうかという部分がちょっと出てくるものですから、今後規則のところでも検討されると思うんですが、一番最初に条例を制定する目的ということで、県民計画をより実効性のある対策を進めていくためにということが書かれていますので、そのこととそれぞれを法律で、今法律の数値目標が高められているということと一緒に考えていただいて、今回条例を制定するときに、一番スタートはやはり法律で定められている数字だというふうに、結果的にもし固まったとしたらやはりどうしてそのかえって法律と同じスタートにしたのかということの説明をきちんとしていただきたいと思います。

希望としては、せっかく条例を制定するのであれば、それよりも少し高めの数値にさせていただかないと、きっと県内にいる事業者の場合に、そんなに大きなエネルギーを使っているところというのは、逆に言うと大手であって、大手は法律できちんとよほどのことがない限りやっていくと思うので、それを考えると数値を把握するという意味では、できるだけ小さいところでも、実際自分のところの実態をつかむという意味で条例を制定するという方が、意味合いがあるのではないのかなという気がしています。

それと合わせてなんですが、今後の規則だったり見直しのところで検討される中身なのかなという気がするんですが、出された計画をどういう形で受け止めるのか。ただ出されたらそれはそのまま、計画が出たからいいよということ想定しているのか。そうはいつでもこの計画じゃ、計画といえないんじゃないのという話になっていくのか、その辺はどのような想定が、今の段階ではされているのかということをお伺いしたくて。その結果、たぶんそうすぐには、改正にはならない、要綱も含めて改正にはならないと思うので、2、3年最初出した事業者が、内容的にはそんなにいろいろな対策ができるわけではないのですが、どう真剣に自分のところで少しでも改善しようとしている動きが見える計画を出してもらうように、働き掛けていくのかということも含めて、どのようなイメージが今の段階でされているのかということをお伺いしたいと思います。

高木委員長

最初の方の規則で決める規模の話は私が返事をして、後段の部分は県の多分地球環境課の意気込み、姿勢の問題だと思いますので、そのところよろしいですね。

全体の部分の規則の規模は、先ほどの1,500 k 以上のような話で、法律と同じでと言ったのは、ひとつは今の段階で、まだ皆さんがこういうものを作ることに慣れていない状況があるので、1年目に関しては国に出すものと同じ規模の会社で仕方がないかなというふうに考えています。これは実は、できれば毎年少しずつ、高く、厳しくしていきたい。

もうひとつは、国と同じ数値を当てはめたときに、例えば長野県全体の事業

活動で出ている温室効果ガスの量の何割で補足できるのかというのが、今の段階では全然分かっていないんです。例えば1,500 k とやってみたら、1割しか補足できなかったというのではなんの意味もないので、じゃあこのぐらいにすれば、きっと5、6割いくよねというような数値の設定が出てくると思うんですね。

逆に言えば、何k とやってみたら99%まで補足してしまったとなったら、たぶんそれはそれこそ家族経営でやっているお豆腐屋さんまで引っ掛かるようなことをやっていると思うので、例えば家族経営でやっているお豆腐さんに、温室効果ガスの排出の状況を報告しろといっても、それはあまりにも無謀な要求だと思いますので、最終的にはそれは無理かな。失礼。

その辺があるので、取りあえず1年目に関しては国の法律と同じような数字は、ある程度認めざるを得ないかなと。ただしとにかく毎年見直してほしいということを考えています。

大規模な中にセイコーエプソンさんとか、そういうようなところとか、もちろん長野県庁さんとか、そういうところがそういうのを出してくると、それが公表されているのは見ながら、じゃあそれほど使っていないようなところでも、うちもそろそろ来るかもしれないから、今のうちから対策を考えておこうという、半ばまねをしながら作ることも、そんなに難しくはないだろうというようなことで、数字は最初はそのぐらいにさせてくださいという。決まっているわけじゃないですよ。でも物によっては、例えば建築に関しては国は2,000 m²なんですが、業界団体との意見交換をしたときに、建築事務所協会さんは500 m²ぐらいに絞ってもいいんじゃないかというお話もいただいていますので、ひよっとしたらそういうこともあり得るかもしれないです。

そういうのが前段の答えです。よろしいでしょうか。じゃあ。

事務局

それでは後段の方の、出される計画に対する取扱いということですが、現実そこまで踏み込んでまだ検討していないというのが実態です。ただこれは私の感覚だけになってしまうかもしれませんが、最初の年に出していただいたものが、妥当であるかどうかであるかという判断を行政としてできるかどうかというのは、非常に問題があると思うんですよね。

ただ2年目、3年目になったときに、やっぱり実績を見ながら、しからは計画に対して実績を されたのはどのぐらいなのか。じゃあ次の計画というのは、どういうふうに見るかというのは、これは私でもできると思うんですよね。「もう少し、ワンランクアップしたらいかがですか。」というのは、この要綱の中にもある50番に、指導及び助言というのがございますので、実際には現地機関、今でいいますと地方事務所の生活環境課。そこでそれぞれ受け付けることになろうかと思えます。県庁で一括というわけにもいきませんので。ただ非常に今、生活環境課はいろいろな問題も抱えておられて、高木委員長のほうからも助け舟みたいなお話がございまして、皆四苦八苦、今こちらにも代表がいますけど、大変な今の状況の中でこの条例を、また可決になった暁にはそういう仕事が増えてくるということで、人との関係もありますけれども、いずれにしても考え方とすれば、初年度はちょっと難しいのかなと考えているのは。

2年、3年目は、当然にその辺のところは推積されて出て来るでしょうし、あるいはそういうお願いもしていかなければいけないのかなと。そうでないと、やっぱり書いてみただけというようなことになろうかと思えますので、そ

れはいわゆる報告を出していただいたものを公表させていただくということになっておりますので、さっき　さんがおっしゃったように、それを例えば県民の皆さんがどう公表したものを扱うかということにもかかってくるのではないかなという気はします。

ちょっと漠然で申し訳ないんですけど。

県 民

ありがとうございました。

もうひとつ、ちょっとお伺いをしたいのですが、12ページの35に特定電気機器の関係があって、現行の信州省エネラベル推進評議会のところで進めているチラシもあるんですが、ここでは大きくエアコン、冷蔵庫、テレビというふうに書いてあって、実際省エネ法の関係ではパソコンだとかそういったものも、省エネのラベルを表示する実施体になっていると思うんです。

市民が、やはり家電製品を買うとなると、ここにあるエアコン、冷蔵庫、テレビって、そう頻繁に買わなくて、それよりもパソコンだとか、もうちょっとほかの物の方が買う頻度が高いと思うので、その辺規則のところ、もう少し市民がよく買う家電製品で、国の法律では省エネラベルを表示するというふうになっていない物でも、別の法律でこのくらいまで省エネを高めるだとかというのはきっとあると思うので、その辺をやはり買う側はどこかで知らされないと分からないので、限定にするのではなくて、できるだけ市民が多く買う電化製品というのに、幅を広げてもらえればと思います。

これは意見です。

高木委員長

これは検討委員会の人間として言うのではなく、一市民としてできれば、こういったデータというのは全部結局は企業が発表している数値を基にやらざるを得ないところがあって、冷蔵庫なんかは実態と違うじゃないかという批判が出ていますよね。

だからぜひそれは温暖化防止センターあたりが中心になって、測定機がありますのでそういう測定機を県民に配って、例えば冷蔵庫、うちはどこどこ社の型番でそれによって年間8,000円の電気料金だと書いてあるのに、実際にやってみたら25,000円じゃないかと。おかしいじゃないかというようなデータも、出していけたらいいなというふうに考えています。

それもやっぱりNGOとか、市民の方の力の問題で、県にそれをやってもらうというよりは、市民が対処すべきことだと思います。

県 民

分かりました。であればやっぱり条例のところの、その環境学習を、どう県がうまくほかと連携していくのかということところでぜひ期待します。

よろしくお願いします。

事務局

ほかにございますでしょうか。

いかがでしょうか。せっかくの機会ですので、検討会の委員さんもおいでになりますし、条例に関する基本的な考え方とか、そういったものも含めて、質疑いただければありがたいと思います。

県 民

税のことはよく分かるんだけども。税以外に考えていらっしゃる。

、「ねばならない」ではなくて、こうした方が得ですよというものがあれば、一番いいわけですよ。両方一緒だと思うんです。「でなければいいけ

ない」という方法ともうひとつ。特に事業者の関係は、削減した方がお得ですよというものを用意できれば。大きい小さいは別ですよ、大きければいいにきまっていますけれども。ほとんどそういうものが出ないものですから。こんな規則少ないけどね。

高木委員長

3ページの3のところの、さらに(3)のところを見ていただければと思いますが、一応私たちとしては、そのことについて触れているのがここです。「県は、地球温暖化対策を効果的に実施するために、必要な助成、税制その他の経済的措置等に関する調査、研究を行うよう努めなければならない。」、これはもちろん税制のことも言っていますが、今おっしゃった助成のこともここで触れていて、もちろんこの条例の中で具体的にこういうことをとということまでは書き込めないで、これは今後まさに努めなければならないということで、定性に何ができるのかだけじゃなくて、どういう調整ができるのかということも含めて、その上にある(2)のところにある「必要な財政上の措置を講じるように努めなければならない。」という項目も入っているのは、そういったことも含めて書いているつもりなんですね。

我々としては、この辺までが精いっぱいだったということでご理解をいただければと思います。だめですか。

県民

いや、結局事業者にとっては、これはチャンスというのもあるんですよ。チャンスを与える。これもブライズ。なかなか公共事業というやつは、あなたにチャンスというのはいないんだけど、そういうものも一つの。県の事業、チャンスを与える。

高木委員長

はい。

県民

いろいろありますからね。これは。賞状1枚って言われたら、一番 れ
ると思います。たくさんもらえますよ。

高木委員長

今のようなことを、どこかに書き込めるかどうか、ちょっと検討させていただきます。

県民

と申します。3つほど申させていたいただきたいんですが、まず8番の計画の作成のところ、当面は県民計画をこの計画とみなすというところにあるんですが、この森林の吸収作用については、計画の中には入っていないことで、なにぶん計画の方が先にできたものですから、条例と整合性の取れていないようなところも幾つかあるんじゃないかと想像するんですが、私も細かいところまで見ていないんですが、この計画は何年ぐらいあとに、また見直しを行うご予定なのかというのはひとつの質問です。

あと2つ目は、その下の9番の指針策定なんですが、こちらの指針の具体的なイメージはどういったものかということです。例えば条例の項目に従って、それぞれの数値的な目標も盛り込んでそれに向かった方法の提案だとかまで書かれていくのか、またいつごろそれも策定される予定なのかというところを伺いたいと思います。

あとちょっと飛びますが、3つ目の22項目目の24時間営業事業者との協定についてなんですが、(1)の県からアクションを起こすと入っているのは、例

えばどんなことが想像されるのでしょうか。というのは、例えば地元で苦情が起きているということがあって県が動くのかとか。あと24時間営業の固まっている地域を取り上げて、ここはもっと減らした方がいいんじゃないかという形なのか、どういう具体的な使い方があるのかということをご質問させていただきます。お願いします。

高木委員長

県民計画の見直しはいつ頃かという最初のご質問ですが、もちろん決まっているわけではないですが、例えば具体的に2010年というのが区切られた年なので、2006年にこの条例ができたとして、その見直しを2009年にやってもしょうがないですね。要するに見直す必要が出るとしたら、何らか要するにうまくいかないから見直すわけだから、うまくいってれば見直す必要は特にないわけですから、ひよっとすれば2008年とか、結構見直さないとたぶんだめでしょうね。

条例の見直しが例えば2008年という、それこそ正確な見直しがもっと早くなるのかもしれない。だけど計画に立てていることで、本格的に社会的状況と合わなくなっていることって、そんなにはない気がするので、ひよっとしたら計画の見直しはしなくてもよくて、条例の見直しが先になるかもしれないですね。

ただたぶん条例の中に、に書いてありまして、とりあえず計画の名前だけでも変えるというか、そんな気がします。あくまでこれは、要するに2010年までのスケジュールを考えたとき、話になるので、うまくいけばなります。。でもたぶんこのままで一気に減らしてちょっと考えられないので、たぶん条例見直すとしたら、2009年とか2010年で見直したってなんの意味もないですから、もっと早く条例を見直さなければいけないかなというようなタイムスケジュールではないかと思います。

2番の指針のことについては、今何か相談しているみたいなので、協定のことに関してですが、私自身の考え方としては今24時間営業を、例えばしているところでそれをやめさせるために協定を結ぶのは難しいだろうと。

今24時間営業をしていないところで、その協定を結ぶことは可能性があるかもしれない。つまりこれ以上拡大を防ぐことはできるかもしれない。24時間営業をしていない地区なら地区で、それをやることによって、こんなに素晴らしい町が形成されていますよというのを、県民の方が認識すればそれが広がって行って24時間営業をしているところで、やめるというところが出てくる可能性はあるかもしれないというのが、ひとつの使い方です。

もうひとつの使い方は、特にコンビニなんかで多いんですが、コンビニのフランチャイズのオーナーさんで、実際問題として夜中の2時3時になんか、お客さんなんか誰も来ない。非常に経営的には、体力的にも非常に厳しい。だけどフランチャイズチェーンの契約上24時間営業をというのを夜中の11時でやめてしまうと、大変な罰金とかいろいろな制裁がくる。だから続けざるを得ないという話を実際によく聞くんです。

例えばそういったコンビニエンスストアのオーナーさんを巻き込んで、そこに協定が結べないかと。つまりオーナーさんは、フランチャイズチェーンに対して、この地区でこういう協定を結ばれてしまったので、私としては24時間営業ができなくなりましたという、言い訳に使えないかなというのが、これが私のあくまで、委員会ではなくて私の個人的な意見なんです。うまくすると24時間に関してはそれが効くかもしれないなと思っています。

指針の・・・。

事務局

指針ですけれども、4ページの9番のところに、指針の策定の項目がございますが、これは条例の規定の中で、指針を定めるということですから、作る時期というのは条例が施行された後ということになります。時期的にはですね。

それで内容的にはいろいろあるかと思えますけれども、例えばエネルギーの消費量の算定方法ですとか、あるいは温室効果ガスの排出量の算定方法。それからあるいは温室効果ガスの削減の方法ですとか、例えば環境にやさしい自動車ということになれば、県の場合ですと公用車。仮に1,000台あったとすれば、その何%ぐらいをそういうものにするかというようなもので、いろいろなものが考えられると思えますけれども、いずれにしてもこれから細かい詰めに入るところですので、そんな状況でございます。

県民

ありがとうございました。

県民

大体時期はいつを目標にしていますか。

事務局

これも各地で同じことを聞かれました。今の予定なんですけれども、来月の5日の日に、月曜日になりますか、第9回目の検討会をさせていただきまして、その中で先ほど一定規模の基準をお決めいただき予定になっております。それから、もう1回12月中にお願いをして、できればこの要綱を仕上げた環境審議会の方に報告を申し上げて、それで、うまくいけば、うまくいけばという言葉もあれなんですけど、年明け早々にでも審議会から答申がいただければというふうに思っています。

それで、来年の2月に開会されます2月定例県議会に上程をしていきたいということで当初から日程を組んでございますので、通常でいきますと、通常2月県議会で条例可決になれば4月1日になるんですけれども、ただこれは私の感覚だけなんですけど、周知をしないといけないんじゃないかと思うんですよ。即条例施行といっても、はっきり言って今日お見えにならない皆さんにしてみれば、「それ、どういう条例？」というふうになっちゃうような気がするんですけれども、そういうまた意見が委員さん方から出たりした場合は、ある周知期間というのもしゃいけなかなという気はしております。

県民

県議さんもお待ちしているみたいですね。

事務局

県議には、この12月議会の委員会の中で、生活環境委員会という委員会がありますので、そこで今までも中間報告等しておりますので、それはやるつもりであります。条例を議決するのは議員でございますので、十分に説明はしていきたいと思っております。

県民

すみません。もう一つだけ聞いておきたいことがあるのでお願いします。

県産材の木を促進ということで、今助成制度、県産材を使ったものに対して50万円ぐらい出していると思うんですけれども、ちょっと聞いたところによると、県産材を使えば何でもいいというわけではなくて、人工乾燥機を導入している製材所で製材されたものでなければ使えないという枠があるらしくて、そういう枠をはめられると非常に狭まってしまって、制度が使づらいという

のを建築士の方から聞いたんですけれども、人工乾燥機というのはやはりエネルギーを使っているものですし、天日で乾燥、2年とかをかけて、年数をかけてやった方がいいんじゃないかなと、これはちょっと素人の考えなんですけど、せっかく助成制度を作ったのにあまり枠で締めてもらいたくないなと思うんですが、具体的ななんですけども、1つだけお願いします。

事務局

詳しい中身までちょっと承知していなくて申し訳ないんですけど、その額等については知っていたんですけど、分かる？

北信地方事務所

そうですね。乾燥は義務付けはないんじゃないかな。よろしいですか。私もしっかりはあれなんですけども、先ほど乾燥をかけた材でなければ、助成金にならないというふうに建築課が何かで言われたんでしょうか。

県民

何かそういうようなことなんです。

北信地方事務所

いわゆる県産材、いわゆる県内の材木なんですけれども、材木はやっぱり乾燥しないと、構造材、いわゆる家に造っていったときに、当然曲がりかできたり、割れが出たりするわけなんですけれども、ただそれは乾燥機でもって乾燥、そういうのは人工乾燥というんですけれども、それと、本当から言うと、人工的に大体1週間ぐらいでもって含水率を落としていくんですけれども、そうじゃなくて、本当に昔の家を造った人たちというのは、いわゆる天然乾燥ですね。木を切って、1年くらい山へ置いておいて、それから製材して使っていたというふうな家の造り方なんです。ちょっとできないんですけども、人工乾燥した木じゃなければいけませんよという、それはないと思いましたがけれども、確か。間違っていたらすみませんけれども。建築士さんがそういうふうに言われたということは、たぶん・・・。

県民

現実論で、山へ置いておく人なんかいない。

北信地方事務所

それは分かるんですよ。ただそれですけども、どうしても人工乾燥したものでなければいけませんよということはないんですね。

県民

別にそうやってできないことはない。健全な形で、天然乾燥なんて、そんなことはできないでしょう。

北信地方事務所

だもので、人工乾燥したやつじゃなきゃいけませんということはどうだっていいと思いませんけども。

県民

やる人はいないな。

県民

柔軟にできないんですか。

北信地方事務所

それはそうですね。できましたらそういうふうな。でも、それを使わなくちゃいけないというわけではないと思いませんけども。

事務局

今ご質問のような、もし要綱がそのようになっているとすれば、私どもと林

務担当部局と話をさせていただいて、いずれにしても温室効果ガスが少なくなるような状況の中で県産材が使われることが一番よろしいわけですので、そんな方向に行くように調整はしたいと思います。

宮本委員

宮本と申します。私は、千曲市の地球温暖化対策地域協議会の代表でこの条例づくりに参加させていただきました。

さっき高木さんは一市民とおっしゃいましたけど、私はこの条例は高木さんが、委員が自信が持てるような条例かどうかという質問に対して、市民とおっしゃったんですけど、私はそれに比べましたら庶民というか、素人だと思えます。それで、この作業を進めていくうちに、例えば、事業者の方も利益を追求していかなきゃいけないし、また、マイカー通勤を抑制するに当たっても、工場の立地なんかもいろいろな場合があって大変なことであるし、また、全員が自転車に乗りなさいと言っても、長野県の地形を見ると、それも本当に努力義務にしなければならないなということが分かってきました。

それで、この条例には県の責務もうたってありますし、また、私たち県民の努めもうたってありますので、お互いに譲り合って、先生はCとおっしゃったんですが、限りなくAに近づくような条例にお互い協働の気持ちを持ちまして、精神を持ちまして、そういうものにしていきたいと思いますので、まだまだ時間がございますので、ご意見をたくさんいただきたいと思えます。

またこれからもよろしくお願いいたします。

事務局

ほかにございますでしょうか。時間の方も予定していた時間を若干過ぎて、非常に11時間割で進んでまいりました。最後にこれだけは言っておきたいというのがございましたら、最後のチャンスなんですけど、いかがでしょうか。

県民

今までのいろんな説明会だとか、ホームページだとかから市民の皆さんから意見だとか、質問とかが出されていると思うんですが、最終的にそれはホームページか何かで抜粋というか、たぶん言葉ばかりではないと思うんですが、報告がされ、どういう形でしたとか、どういう流れにつなげて検討していただくかという報告がされるようになってきているのかどうかだけを教えてください。

高木委員長

そのことに対しては、事務局の方が頑張っています。近日中にいただいた骨子(案)に対する意見、こういうのをいただいて、それに対して検討会ではどういうふうを考えて、どういうふうに対応したのか、400ぐらいあるんだそうですよ。それを全部対応を出すんだって。ここに今その原案があるんですけど、たぶん分からないですけど、姉齒事務所みたいに、あまりに厚すぎて誰も見なくなったというとまずいから、とにかく全部対応していただけるということなので、これまで出していただいた意見がもしあれば、ご自分の意見がどういうふうな扱いになったのかというのは出てきます。当然それを出すということは、これは無視しましたということはない。全部検討委員会で一応検討させていただきますので、その結果が出るということなのでご安心ください。

事務局

検討結果なんですけど、400近くある項目の一つ一つに、同じことを書き並べてもいけませんので、内容が似通ったものはくりでご返答させていただくような形になるかと思えます。ご意見をいただいた方々からもきついおしかりをいただいていますので、何のために発言したのか、返事がないと。私どもは意

見というふうに承っていたつもりでいたんですけれど、返答がないのはおかしいというふうに、また意見で言われましたので、そのように今準備を進めております。

いずれにしましても、私もそうですけれども、今、地球環境課というところに勤めておりました、今まではあまり考えたことがなかったんです、はっきり言って。ここで仕事をしている以上考えざるを得ないという状況に今陥っています。従って、公共交通機関もちょっと車で行けばいいところも自転車で行ったりというふうには心掛けています。

ですから、先ほど条例は作ればいんだということではないというのは、確かにそのとおりだと思います。条例がなくても、皆さん方の心掛けで温室効果ガスは減るはずですが、ただその手助けをするのが条例かなというふうに私自身は思っています。従って、今、事業者の方に非常に重くなるというか、規制があるいは義務付けが多い条例なんですけれども、本当は県民一人一人に同じ義務を課してもいいような気がします。だけど、そうすれば絶対条例は通りません。

従って、そのぐらいの心掛けというか、お気持ちで見ただけならばというような気がするんですけど、やっぱりどうしても業者の方って社会的責任とか何とかと言われて、税金もたくさんお支払いいただいているでしょうし、というようなこともありますので、いずれにしてもよりよい条例として実効性が上がるように、また、施策の中でも、私どもとすれば新しい年度の予算要求というのはきちりと、今も予算要求をさせていただいております。ただ非常にお金のない長野県ですので、どうなるかはちょっと分かりませんが、いずれにしてもそういうものは施策として進めていきたいというふうには思っておりますので、またご協力等をいただければありがたいと思います。

それでは、時間も経過いたしましたので、最後のチャンスを生かしていただいでご質問いただいております。ただ質疑応答はここで閉じさせていただきますが、要綱に対しましてこの場で意見が言い足りなかったとか、あるいは、後でもっと言いたいことが出てきたというようなことがございましたら、パブリックコメントを12月の2日まで受け付けておりますので、こちらのほうへご意見をどしどしとお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はありがとうございました。これで要綱説明会を閉会させていただきます。

(議事録中の 部分は確認できなかった部分です。)